

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 田中 祐二

市町村名 (市町村コード)	太子町 (273813)
地域名 (地域内農業集落名)	葉室地区 (葉室集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・農道・水路の老朽化により、非効率な農地が散見される。  
・イノシシやアライグマ等による鳥獣被害が多く、営農意欲が削がれている。  
・高齢になり、草刈り等による休耕地の維持管理が難しい状況。  
・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地が無いのに対し、規模縮小などの意向のある農地面積が5.9haとなっているため、新たな農地の受け手の確保が必要。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・地域外から新たに耕作を希望する認定農業者や認定新規就農者等の農業を担う者を募ると共に、農業を営む為だけではなく、憩いの場や学びの場としてのレクリエーションの観点からも農地を保全していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農地パトロールにおいて遊休農地と判断された農地を除く、区域内の農用地全てを農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用意向が不明な方への働きかけを行い、貸借可能な農地の所有者と借受希望者のマッチングを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地バンク(大阪府みどり公社)に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の活用について今後の見通しがついた時点で、整備が必要な箇所を精査し、農作業効率の向上や生産力の維持を図るため、地域の農空間づくりについて検討する。緊急を要する箇所については、町単独事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに入作を検討している就農者に、JAや行政等関係機関が必要な支援を行えるサポート体制を構築し、新規参入者の確保を図る。収益農産物栽培、品質向上や改良方法について、研修等により見識を深める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
各個人が自身の営農形態を考慮した上で、農作業委託の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①JAや農業共済等の関係団体の各補助事業と併用し、さらなる農作物被害防止に取り組む。
  - ⑦草刈り対応可能な事業者の紹介及び地元農業者等を中心とした「草刈り隊」について検討する。
- ※軽微な変更や転用等により地域計画から農地を除外する場合は、HP等を通じて協議を行う。